

再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、
平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
1. 設備競争とサービス競争	株式会社 ケイ・オプティコム	<p>弊社は、地域アクセス系事業者として、自らリスクを取ってインフラ投資し、FTTHサービスを提供してまいりました。その立場から、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の合同部会等において意見を述べる機会をいただいた際にも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西殿に対する規制の厳正化 ・設備競争とサービス競争の両方の促進の重要性の二点を度々訴えてまいりました。 	<p>設備保有事業者から「設備競争とサービス競争の両方の促進の重要性」(ケイ・オプティコム殿)、「設備競争とサービス競争をいわば車の両輪として一層促進していくことが重要」(日本ケーブルテレビ連盟殿)、「弊社としても、行政の取組みを支援するとともに、公正な競争環境のもと、「設備競争」と「サービス競争」を展開する」(TOHKnet殿)といった意見が多数示されており、サービス競争の重要性については、各社同一の認識を有しているものと考えられます。このことは、「ボトルネック設備を保有するドミナント事業者のネットワークを競争事業者に開放して競争を促進するサービス競争」¹、すなわちドミナント事業者であるNTT東西殿の設備を利用した競争を促進する必要性について、CATV、電力系事業者各社も含め、全ての事業者が賛意を示していることを意味します。</p> <p>この「サービス競争」をADSLと同様に促進させるために、OSU共用による分岐端末回線単位接続は必須と考えますが、これに対しては、「OSU設備の共用化によって技術革新に対して新たなサービス開発へのインセンティブが働かなくな</p>
	沖縄通信ネットワーク株式会社	<p>料に改定しなかったことは以下の理由により公正な競争条件の確保や技術開発の点から正しいものと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. いわゆる「1分岐貸し」による経済合理性を欠いた料金改定により公平な競争が阻害されること。 2. OSU 設備の共用化によって技術革新に対して新たなサービス開発へのインセンティブが働かなくなること。 3. 「1分岐貸し」の技術的な根拠となっている3方式について、平成20年度の情報通信審議会における課題が現 	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>状でも解決されていないと認識していること。</p>	<p>る」(OTNet)、「設備競争が衰退し技術革新が起こらなくなることは、ユーザにとっても不利益」(TOHKnet)といった懸念も示されているところです。しかしながら、OSU共用を実施したとしても、NTT東西殿以外の設備保有事業者が、革新的な光サービスを提供することで、NTT東西殿の設備を利用する同社利用部門や接続事業者は、市場原理として当然ユーザから当該新サービスと同等以上のサービスを要求されることとなります。その場合、NTT東西殿の利用部門や接続事業者は利用者数減少の回避、または新規獲得のため、NTT東西殿の管理部門に対し、新サービスの開発を要求することになるため、NTT東西殿の管理部門は、新サービス開発に着手することになります。このように、ユーザニーズを中心とした市場原理・競争原理が働くため、OSU共用を実施したとしてもアクセスのイノベーションが完全になくなる、あるいは設備競争がなくなるということは考えられません(別添1参照)。</p> <p>以上のように、OSU共用の実現によりアクセスのイノベーションが阻害されることはないと考えておりますが、仮にOSU共用により何らかのデメリットが発生したとしても、サービス競争を促進することで、「ユーザ料金のさらなる低廉化」、「ユーザのサービス選択肢の増加」、「サービスの多様化・高度化」、「地方への光サービス展開の促進」といった現状実質的には都市部での顧客リプレース競争に終始する設備競争のみでは得られない数々のメリットが創出され、消費者の利便や生</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>活の向上に大きく寄与するものと考えます(別添2参照)。</p> <p>また、CATV、電力系事業者等も、設備未展開エリア等で1分岐単位での接続が可能となれば、サービス提供地域の拡大、加入者獲得機会の増大を図ることができ、それによって投資体力を強化することができます。またサービス提供地域拡大は、複数事業者が参入するエリアの増加につながり、競争による利用者利便の向上がより多くの国民にもたらされることとなります。</p> <p>電気通信事業法第一条に掲げる目的は、「公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保する」こと、「利用者の利益を保護し、(中略)公共の福祉を増進する」ことです。それらの目的を達するために、既に進展している設備競争の利点は維持しつつ、未だ進展しないサービス競争を促進することで、バランスよく公平な競争環境を実現し、その両輪による競争活性化を推進していくべきです。</p>
2. 接続料水準	<p>ジェイコム</p> <p>KDDI 株式会社</p>	<p>上記の競争環境の事例からも分かるとおり、既に ADSL 並みの料金を実現する環境は整ってきており、「分岐単位接続料」の導入にあたっては、これらの競争状況について先ずは適切に評価・分析を行う必要があると考えます。</p> <p>②当社は2008年以來、8分岐単位での利用により「ギガ得プラン」サービスを提供しておりますが、設備の利用効率を高め、コストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能となっ</p>	<p>「1 芯あたり約 3 契約を獲得することにより、実質的に分岐単位あたりの料金(平成 25 年度の接続料をベース)は ADSL 並みとなります」(ジェイコム)、「8 分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能」(KDDI)との意見がありますが、これらの意見は、現行の市場価格維持を前提とした議論であり、適性かつ公正な競争を通じて更なる利用者料金の低廉化を図ることを視野に入れたものでないことは問題と考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>てきております。</p>	<p>また、こうした主張は、採算性を見込める大都市等一部エリアのみにあてはまることであり、配線区画を全国規模で見たときに、各社が1芯あたり平均2~3ユーザを獲得することは大変困難です。特に、ルーラルエリアにおいては、世帯数が少ないこと及び、公社時代から今もなお残るNTTのブランド力の影響が大きいこと等から、接続事業者はまとまった需要を見込むことが難しく、1芯単位の接続のままでは競争上極めて不利な立場におかれることとなります。</p> <p>また、「一部事業者では、既にADSLと遜色のない料金(電話とのバンドル)を実現(ジェイコム)」といった主張もなされていますが、当該サービスはクリームスキミング的に一部地域に限定された提供になっており、そうしたサービス料金が全国で実現している状況にもありません。</p> <p>さらに、3月1日にNTT東日本殿より発表された最低月額料金を2800円とするサービスプランについては、1芯単位のみでの接続料設定下では、接続事業者には到底提供し得ない料金となっています。また、ケイ・オプティコム殿も「eo光電話」を、既に月額1390円で提供していますが、これらも接続事業者にとって1分岐単位での接続料金設定がなされなければ追従できない料金水準となっています。従って、接続事業者は1分岐単位での接続がないことにより市場への参入を著しく阻害されているのが実情です。</p> <p>以上のことから、需要の少ないルーラルエリアを含む日本</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>全国において、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間の真の公正競争環境を整備し、複数事業者によるサービス展開を可能とするために、OSU 共用による 1 分岐単位での接続の実現が必要であり、そのことが NTT 東西殿の独占市場拡大の抑止にもつながるものと考えます。</p>
3.分岐導入による競争激化	岡山ネットワーク株式会社 北陸通信ネットワーク株式会社	<p>CATV 事業者はFTTH に対抗すべく、今後ますます施設の小セル化工事やセンター設備の増強工事など行なっていく必要があり、ただでさえ、平成23年度以降の接続料低減化がなされる中、さらなる料金値下げによる熾烈な競争を引き起こしかねない分岐単位接続料設定は、CATV 事業経営に壊滅的な打撃を与えることが予測されるため、強く反対します。</p> <p>また、分岐単位接続料設定により、接続料が経済合理的な水準より低く設定された場合、北陸地域において自ら光アクセス網を構築して事業展開してきた弊社には、非常に影響が大きく、今後の事業運営が困難となり、撤退に追い込まれることも考えられます。このような事態になりますと、北陸地域での設備競争が進展しなくなり、光ファイバ設備の寡占化が進行し、更なる接続料及び利用料金の低廉化が期待できなくなります。これも、利用者の利便性を大きく損なう結果となります。</p>	<p>設備保有事業者からは、分岐端末回線単位接続について「さらなる料金値下げによる熾烈な競争を引き起こしかねない分岐単位接続料設定は、CATV 事業経営に壊滅的な打撃を与えることが予測されるため、強く反対」(岡山ネットワーク株式会社)、「弊社には、非常に影響が大きく、今後の事業運営が困難」(HTNet)等といった主張がなされています。</p> <p>このような主張の背景として、分岐端末回線単位の接続料設定が経済合理的な水準よりも低く設定され、健全な競争環境が阻害されることに対する懸念があげられていますが、接続料の設定方法はまさに今後算定方法や乖離額調整の導入有無と併せて議論されるものであり、経済合理性を欠いた接続料設定がなされてしまうという前提に基づいた議論は適切でないと考えます。</p> <p>分岐端末回線単位の接続料が導入された場合にも、例えば加入光ファイバに係るコストの回収漏れが発生しない前提で接続料を設定する等、設備を保有する事業者の事業に悪</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>影響を及ぼすことのない接続料設定を検討することは可能であり、そうした前提に立てば健全な競争環境を実現することは可能と考えます。</p> <p>設備競争が進展している利点を活かしつつ、その上で更にサービス競争が進展すれば、より一層各事業者が経営の効率化やサービスの独自化等に知恵を絞り、延いては料金低廉化や利活用促進といった利用者利便につながるものと考えられます。設備競争とサービス競争の両輪による競争活性化を促すためにも、NTT東西殿を含む全ての事業者によるOSU共用を前提とした分岐端末回線単位の接続料設定を実施すべきと考えます。</p>
<p>4. 分岐端末回線単位の接続料の設定 (1) OSU 共</p>	<p>株式会社 STNet</p>	<p>また、新しいサービスは設備と一体となって開発されるものですが、一分岐貸しにより複数の事業者が設備を共有してサービス提供することになると、接続事業者においてはサービスが画一化するとともに、NTT東西殿を含めて新たな技術開発・サービス開発へのインセンティブが働かなくなる</p>	<p>NTT東西殿の管理部門と利用部門の間のルールを接続事業者にも適用し、サービスレベル等を同等にすることを前提とすれば、NTT東西殿を含めたOSU共用は容易に実現可能です。こうした整理こそが、機能分離の本来あるべき姿であり、サービス提供時期の同等性を含め、NTT東西殿利</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
用の課題		<p>ことから、技術開発の停滞を招くこととなります。結果的に将来のブロードバンドサービスの発展を阻害することにつながります。</p>	<p>用部門と接続事業者の間の公正競争環境を整えることに他なりません。機能分離を実施している英国においては、現時点でBTと競争事業者が公正かつ経済的に競争できる方法は機能的なアンバンドル(Virtual Unbundled Local Access)による卸提供しかないとの考えから、BTに対してVULAの提供義務を課していますが、こうした経済的・技術的観点を踏まえた公正競争環境整備を重視した考え方こそ、市場成熟度等の相違によらず、これから機能分離を徹底する日本においても見習うべきものです。</p> <p>なお、OSU共用による分岐端末回線単位での接続について、これまで主に挙げられている①技術面、②運用面、③新サービス提供、④投資リスクに関する課題については、前回意見書でも述べたとおり、全て解決可能であり、NTT東西殿のサービスの円滑な提供に支障を及ぼすことはありません。</p> <p>また、OSU共用を実現するために必要となる事業者振分けスイッチの設置等について、追加の費用が約4,000億円程度発生するとNTT東西殿が指摘していますが、より安価な実現方法はあるはずであり、OSUを共用することによる芯線数等のコスト削減効果*を加味すれば、より大きな費用面でのメリットが得られるはずです。したがって利用者利便向上のためにもOSU共用は直ちに実現されるべきです。</p> <p>以下に①から④の課題に対する弊社共意見を改めて述べさせていただきます。</p>
	株式会社オプティキャスト	<p>【問題点】</p> <p>①現在の伝送方式では、映像信号が全ての事業者の戸建住宅の宅内まで届いてしまうため、光ファイバを複数事業者で共用することを強制するような制度変更があれば、全事業者が各戸において放送サービスを希望していない利用者には、映像信号の切り分けをしなければ、その利用者が放送サービスの不正受信につながる可能性がある。</p> <p>このことは、「オプティキャスト施設利用サービス」を提供する前提として、弊社はNHK・民放各社・FM局及びCS放送番組事業者と、各放送番組を再送信を行うことの許諾を得る為に、「再送信同意書」を締結している。</p> <p>本契約書では、加入契約者(受信者)以外の不特定多数が受信できた場合には、契約内容に抵触することになる。</p> <p>また、NHK(地上アナログ・地上デジタル、BSアナログ・BSデジタル)の視聴には、NHK放送受信料「地上カラー契約」「衛星カラー契約」の支払いが義務付けられているが、不正受信が可能となった場合には、その責任は負いかねる。</p> <p>②「オプティキャスト施設利用サービス」を提供する上で、放送の送出設備からお客様の各戸までの使用回線について、回線の品質担保と保守対応を充分に取る必要があります。</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>当然全事業者に現状と同様の品質保持と対応をお願いする必要がある。</p> <p>また、使用する役務回線が全事業者に広がる場合には、各放送番組事業者から再度再送信同意の許諾に必要な事務手続きが不可欠であり、弊社の事務作業の増加が予想される。</p> <p>③ 共用化に伴い、トラブルの増加やクレーム処理・顧客管理事務の煩雑化とともに、それに伴うオペレーションシステムの高度な改善が不可欠であり、運用コストの増加が予想される。</p> <p>④ 今後弊社の放送サービスを提供するに際し、複数事業者での共用が強制されていると、各事業者の個別の要望を答える為に、必要以上のアクセスライン設備の増設、改修等に対応せざるおえない可能性がでてくる。</p> <p>また弊社が新サービスを提供する場合に、光ファイバ設備を共用する全ての事業者毎に対応せざるを得なくなり、新サービスの提供が遅れる可能性が大きい。</p> <p>また、場合によっては一部の通信事業者からの反対により新サービスを断念せざるを得ない局面に立たされる可能性が生じる。</p>	<p>※OSU共用によるコスト削減効果は、年間数百億円規模と推計。(2013年度3,000万加入の需要を見込んだ場合のNTT東西殿申請内容をベースにした弊社推計値)</p> <p>① 技術面</p> <div data-bbox="1391 392 2022 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【前回弊社共意見】</p> <p>総論でも述べたとおり、接続事業者5社にて、NTT東日本殿のOSUを用いて、様々なケースを想定したOSU共用に係る実証実験を行いました。サービス品質、新サービスの追加等に係る実験の結果、OSU共用は問題なく実現でき、技術面で課題がないことを確認しています。</p> <p>また、機能分離を採用している英国では、British Telecom(以下、「BT」という。)のアクセス部門であるOpenreachにおいて、L2接続の事業者振分けスイッチを設置してOSUに相当する光サービス装置を事業者間で共用し、BT小売部門と接続事業者が分け隔てなく、1ユーザ当たりでサービス提供可能なメニューを用意しています。こうした事例(「添付資料」参照)も、OSU共用において技術的な課題が無いことを裏付けているものと考えます。</p> </div> <p>OSU共用に係る技術面の課題に関する弊社見解は上記のとおりですが、本年2月22日のヒアリング(以下、ヒアリング)において、NTT東西殿より、接続事業者5社が実証実験において利用した振分け装置は、公</p>
	KDDI 株式会社	OSU設備を共用することについて、当時から指摘されていたサービスの均一化、新サービス提供の支障という問題は現時点でも解決しているわけではありません。	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	北陸通信ネットワーク株式会社	OSU を共用する事業者間においてサービスが画一的なものとなり、多種多様な品質の提供や、新サービス開発が大きく阻害される要因となります。中長期的にみれば、日本の通信技術の発展のスピードも遅くなり、ガラパゴス化につながりかねません。また、利用者側にとっても、光アクセス網サービスの選択肢が限定されることにより、ICT 利活用の向上が阻害されることになりかねません。	<p>平制御を優先して、優先/ベストエフォートを区別せずパケットを破棄するため、フレッツ光の帯域確保サービス(ひかり電話、地デジ等)が提供できなくなる、との新たな指摘がありました。しかしながら、弊社共が行ったOSU共用検証実験ではその様な公平制御を想定しておらず、ユーザ単位での公平制御を実施しているため、当該指摘はあたらないものと考えます。なお、弊社共の検証実験においては、優先パケットの破棄は起こらず、帯域確保サービスの提供に支障はないことを確認しています。</p> <p>なお、OSU共用の接続条件として現在NTT東西殿がBフレッツやフレッツ光ネクストのユーザに対して適用している優先制御等のルールを公平に適用すれば、NTT東西殿のサービスの円滑な提供に支障を及ぼさないと考えます。</p> <p>② 運用面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【前回弊社共意見】</p> <p>OSU共用の実施にあたり、帯域確保、ヘビーユーザ対応、故障対応、品質確保等の対応について、事業者間の運用ルールを作る必要があります。このルール策定にあたっては、NTT東西殿において同一システム内に收容された複数のNTT東西殿</p> </div>
	沖縄通信ネットワーク株式会社	OSU設備の共用化によって技術革新に対して新たなサービス開発へのインセンティブが働かなくなること。	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>の利用部門のユーザに対応した運用ルールが既に確立されているはずであり、そのルールを接続事業者のユーザにも同等に適用することが可能と考えます。</p> <p>このように、NTT東西殿の利用部門のユーザと接続事業者のユーザとを完全に同等に扱うことこそが、昨年の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」で結論付けられた「機能分離」の一要素であると考えます。</p> <p>OSU共用に係る運用面の課題、特にサービスポリシーについて調整を要する等の指摘がヒアリング等でなされているところではありますが、サービスポリシーに関する弊社共の考えを今一度述べさせていただきます。現状、NTT東西殿は利用部門と管理部門が合意したサービスポリシーに基づき、管理部門が設備構築・運営を行っているものと理解しています。NTT東西殿とOSUを共用する場合、その利用部門と管理部門との間で合意されているサービスポリシーを接続事業者が受け入れれば、各社のポリシーのすり合わせを行う必要はないものと考えます(別添4参照)。</p> <p>つまりOSU共用の接続条件として現在NTT東西殿がBフレッツやフレッツ光ネクストのユーザに対して適用しているサービスポリシーを公平に適用すれば、NTT東西殿のサービスの円滑な提供に支障を及ぼさ</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>ないと考えます。</p> <p>③ 新サービス提供</p> <div data-bbox="1391 363 2020 847" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【前回弊社共意見】</p> <p>新サービス提供に係るルールについても、運用面での対応と同様、NTT東西殿の利用部門のユーザに対する提供ルールに、接続事業者のユーザにも適用することで対応可能と考えます。</p> <p>この結果、新サービス提供に関するNTT東西殿の利用部門のユーザと接続事業者のユーザとの間の時期の同等性も確保されるため、公正競争の観点からも、機能分離の本来あるべき姿であると考えます。</p> </div> <p>OSU共用時の新サービス提供に関して、なんら問題がないとの見解は上記の通りです。ヒアリングにて、NTT東西殿は改めてOSU共用により装置の更改に時間がかかり、通信速度の上昇や新サービスの円滑な導入の妨げになる旨主張をされましたが、新サービスの提供方法は、OSU共用の有無と関係なく同一であることから、NTT東西殿の指摘は当たらないものと考えます。</p> <p>つまり、現在NTT東西殿が自社ユーザに対して新サービス(具体的にはフレッツTVやフレッツ光ネクストファミリー・エクスプレスタイプ)を提供する手順にOSU</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>を共用する接続事業者も準じることで、NTT東西殿のサービスの円滑な提供に支障を及ぼさないと考えます。</p> <p>④ 投資リスク</p> <div data-bbox="1391 461 2020 944" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【前回弊社共意見】</p> <p>OSU共用による分岐端末回線単位での接続の実現により、投資の効率化が図られ、1ユーザ当たりのコスト及びユーザ料金の低廉化が進むことは明らかであり、これにより更なる需要の喚起が促進され、投資の早期回収可能性が高まるといった好循環が生まれるものと考えます。従って、OSU共用による分岐端末回線単位での接続を実現することで、NTT東西殿の投資リスクはむしろ軽減されるものと考えます。</p> </div> <p>投資リスクの点については、前回弊社共意見書のとおり、OSU共用はむしろ投資リスクの軽減につながるものであり、その実施によって設備の投資インセンティブが薄れるという懸念はあたらないと考えます。OSU共用による投資回収早期化の構図は、以下の通りです。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<div data-bbox="1406 225 1989 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【OSU共用による早期投資回収フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. OSU共用をしていない状態(現状) <li style="text-align: center;">↓ 2. NTT東西殿を含むOSU共用の実現 <li style="text-align: center;">↓ 3. コストの低廉化 <li style="text-align: center;">↓ 4. ユーザ料金の低廉化 <li style="text-align: center;">↓ 5. 需要喚起 <li style="text-align: center;">↓ 6. 早期投資回収 (別添5参照) </div> <p>以上のとおり、OSU共用の実施によって設備の投資インセンティブが薄れるという懸念はあたらず、NTT東西殿の円滑なサービス提供に支障を及ぼさないのはもちろんのこと、設備保有事業者の新たな投資、開発に影響を及ぼすこともありません。</p> <p>また、OSU共用を実現するために必要となる事業者振分けスイッチの設置等について、追加の費用が約4000億円程度発生するとNTT東西殿が指摘していますが、より安価な実現方法はあるはずであり、OSUを共用することによる芯</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>線数等のコスト削減効果※を加味すれば、より大きな費用面でのメリットが得られるはずで、そもそもマーケットシェアを相応に有する事業者が必然的に競争上の優位性を有する1芯単位での接続条件しか存在しないことが最大の問題であり、本来であれば英国の機能分離に見られるように、公正競争環境整備を重視した機能的なアンバンドルが日本においても当初から存在すべきだったと言え、そうした考え方に基づけば、事業者振分けスイッチの設置等にかかる費用については、追加費用ではなく基本機能としての必要費用と捉えるべきです。</p> <p>※OSU共用によるコスト削減効果は、年間数百億円規模と推計。 (2013年度3,000万加入の需要を見込んだ場合のNTT東西殿申請内容をベースにした弊社推計値)</p>
<p>4. 分岐端末回線単位での接続料の設定 (2) OSU 専用及びキャリアズレートについて</p>	<p>株式会社ケイ・オプティコム</p>	<p>②OSU 専用案 【弊社の意見】</p> <p>合理的な接続料設定が難しいという点において、平成20年当時と現在で何ら状況は変わっていません。基本的に、ユーザ未利用分のコストをNTT東西殿に押し付ける限り、合理的な接続料設定などあり得ず、借りるだけの接続事業者が大幅に安い原価でFTTHサービスを提供できるようになります。OSU 共用案の問題点で述べたとおり、これは単にNTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、全ての設備事業者が不利な競争を強いられることを意味し、公平な競争環境が阻害されます。</p>	<p>3年前の情報通信審議会においては分岐端末回線単位の接続料設定の議論が行われ、複数案の検討がなされたものの、いずれの案も見送られました。その結果、それ以降の3年間でNTT 東西殿の FTTH 市場における独占が高まったことを考えれば、今回の議論においては、FTTH 市場の競争促進に向け一歩でも前進させる結論を導くことが期待されているものと考えます。</p> <p>そのためには、分岐端末回線単位の接続料設定について様々な選択肢を排除することなく議論することが必要であり、OSU 共用案の他にも「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日)において提示されていた OSU 専用案*1、B フレッツに係る機能の接続料化</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>弊社は、OSU 専用案に基づく分岐回線単位の接続料設定は今後も議論する必要はないと考えております。</p> <p>③Bフレッツにかかわる機能の接続料化案 【弊社の意見】</p> <p>技術的な課題がある点において、平成20年当時と現在で何ら状況は変わっていないものと弊社は認識しております。この案ならびにこれに類似する方式は、加入光ファイバの接続料設定に関する問題ではないので、少なくとも今回の審議会等で議論すべきものではないと考えております。</p>	<p>案(以下、「キャリアズレート」案とする。)*² についても、引き続き議論の俎上に乗せ、OSU 共用案と併せて検討を深めるべきと考えます。</p> <p>前述のとおり、コスト低廉化や NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間の公正競争環境を整備するためには、NTT 東西殿を含む全ての事業者による OSU 共用が最も優れた方法であると考えていますが、OSU 専用案には「現行 PSTN 接続料等の算定において実績がある考え方であることから導入しやすい」、「設備共用時の運用面対応等の整理が不要」というメリット、キャリアズレート案には「接続料設定方法の議論のみで、導入しやすい」というメリットがそれぞれあると考えます。</p> <p>また、分岐端末回線単位の接続料設定の議論にあたっては、例えば、まず分岐端末回線単位の接続料設定を先行して行う案や、今後アンバンドルについて議論される予定のN GNに先行して地域IP網で開始する案、イー・アクセス殿が主張されているラインシェアリングなど、あらゆる選択肢を念頭に置き、何らかの形で議論を前進させるための結論を導き出すべきと考えます。</p> <p>*1: OSU 専用案 「各事業者が従来どおり OSU は専用するが、接続料算</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>定に際しては従来と異なり、1 芯ごとに接続料を算定するのではなく、シェアアクセス方式の芯線に係る総コストを事業者合計の分岐端末回線数で除すことにより、分岐端末回線単位の接続料設定を行う方法」</p> <p>*2: B フレッツに係る機能を接続料化する案</p> <p>「NTT 東西殿の B フレッツに係る機能をアンバンドルしてキャリアズレート方式で接続料を設定する方法」</p>
<p>4. 分岐端末回線単位の接続料の設定</p> <p>(3)CATV事業者による分岐端末回線単位接続の利用</p>	<p>ジェイコム</p>	<p>今回の申請は、これまでどおり1 芯単位の接続となっているため、弊社のサービス提供上の問題は生じないと考えているが、仮に分岐単位接続料を設定し、光ファイバを複数事業者で共用することを強制するような制度変更があれば、以下のような問題が生じ、弊社の「オプティキャスト施設利用サービス」、「スカパー！光」のサービス品質低下及びコストアップを招く恐れがある。</p> <p>このことにより、サービス料金の値上げを招くこともあり、既加入契約者(受信者)にも多大な迷惑をかけることに成りかねない。</p> <p>こうした問題が解消しない限り、分岐単位接続料を設定し、光ファイバの共用を義務付ける制度変更には、反対である。</p>	<p>CATV 事業者からは、技術面やサービス提供上の懸念から 1 分岐回線単位接続に反対する意見も出されていますが、OSU 共用による 1 分岐回線単位での接続において放送サービスを提供することは、技術的にフレッツ TV と同様に波長多重を利用することにより可能です(別添 3 参照)。1 分岐回線単位での接続が可能となれば、CATV 事業者は、サービス提供地域の拡大、加入者獲得機会の増大を図ることができ、サービス提供地域の拡大は、複数事業者が参入するエリアの増加につながり、競争による利用者利便の向上がより多くの国民にもたらされることとなります。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
<p>5. 接続料算定に係る問題</p> <p>(1) 算定方式及び算定期間</p>	<p>東北インテリジェント通信株式会社</p>	<p>(ウ)加入光ファイバ接続料の算定に将来原価方式を採用するための要件を欠如</p> <p>① 接続料に将来原価方式を採用する要件は、「電気通信役務が新規であり、今後相当の需要の増加が見込まれる」こととなっております。</p> <p>② NTT東西殿の加入光ファイバの役務は2001年から行っており、既に10年以上経過しており、電気通信役務が「新規」とは言いがたい状況です。</p> <p>③ 超高速ブロードバンドのインフラ整備率が90%を超え、利用率が30%を超えているなか、インフラ整備率及び利用率の上昇は鈍化傾向にあります。</p> <p>④ 「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」及び「『光の道』構想に関する基本方針」では、インフラ整備率及び利用率の上昇の鈍化を認めたとうえで、更なるインフラ整備率及び利用率の上昇のための方策を示しております。電気通信役務が「今後相当の需要の増加が見込まれる」とは言いがたいと考えます。</p>	<p>算定方式については、光アクセス回線が今後も「相当の需要の増加が見込まれる」状態と考えられるため、将来原価方式とすべきと考えます。また、その算定期間については、できるだけ長期間、安定的な接続料設定を行えるよう、接続料規則に規定されている最大期間の5年間とすべきと考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	中部テレコミュニケーションズ株式会社	<p>競争が進展しつつある市場におけるドミナント事業者の接続料は、設備、サービス両面での公正で自由な競争を維持、促進する観点から、実績原価方式で算定すべきです。</p> <p>(競争事業者である地域系通信事業者は、実際の設備コストを踏まえて経済合理的な範囲で料金設定をしております。)</p> <p>将来原価方式は、あくまでも「新規かつ相当の需要が見込まれるサービス」に適用されるものであり、すでに、成長期を迎えている光ファイバに適用すべきではないと考えます。</p>	
	株式会社ケイ・オプティコム	<p>①算定期間</p> <p>長期間の需要予測は困難ですので、算定期間を長くすると実績コストとの乖離が大きくなってしまう可能性がある、算定期間の長期化は避けるべきと考えます。</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
5. 接続料算定に係る問題 (2) 需要予測	北海道総合通信網株式会社	<p>今回、将来原価方式にて算定された現行接続料の原価算定期間においては、実績費用が予測費用を大幅に下回っており、これは需要を過度に見積もっていることに起因するものと考えます。</p> <p>この内、NTT東西殿は実績費用と予測費用の差額を乖離額調整制度によって回収可能であることから、実際は後年度に接続料の実質的な値上に繋がることとなります。</p> <p>この値上分について、NTT東西殿は回収可能であります。NTT東西殿と接続している事業者は実際上、価格に転嫁することは不可能であることから費用増加となることが予想されます。</p> <p>これは、NTT東西殿以外の事業者への経営上の不安定要素となりかねません。</p> <p>従いまして、公正競争条件確保の観点から過度な需要の積み上げは行わず、より確度の高い需要の積み上げに見直すことを希望いたします。</p>	<p>① FTTH 契約数</p> <p>2015 年頃「光の道」完成(5,000 万加入)という目標を考慮すると、今回の NTT 東西殿の申請における需要の見積もりは過少であり、3 年後の 2013 年において約 3,000 万加入を見込むことが必要と考えます。</p> <p>そのためには、分岐端末回線単位での接続を実現し、サービス事業者の市場への参入を促進させるべきと考えます。それにより、NTT 東西殿の申請において、サービス競争の需要も多く見積もることが可能となるほか、DSLユーザの光サービスへの移行も推進されることが考えます。</p> <p>すなわち、以下のような前提で 3 年後に約 3,000 万の加入を見込むべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> －加入光ファイバの現在の全契約者数 :約 1,500 万 －加入光ファイバの新規契約者数(見込み):約 600 万 －現在 DSL サービスを利用中のユーザの移行:約 900 万 <p>OSU 共用による 1 分岐単位接続を実現することで、NTT 東西</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	株式会社ケイ・オプティコム	<p>②需要想定</p> <p>今後の需要はお客様の動向次第で大きく変わり得るものですので、需要の過度な積み増しはすべきでないと考えております。</p>	<p>殿と接続事業者が一体となって3年後に約3,000万加入の達成を目標とすることが、「光の道」実現に叶う方法であると考えます。</p> <p>② 1 芯当たり契約数</p> <p>NTT 東西殿申請概要でシェアドアクセス方式における1 芯当たりの契約者数について記載がありますが、この数値は平成25年度末の見込みにおいても、NTT 東日本殿において3.6 契約、NTT 西日本殿において3.1 契約と極めて低い水準になっています。こうした1 芯当たりの契約数が低い理由は、</p> <ul style="list-style-type: none"> I. アクセス網が地域 IP 網と NGN とで区分されていること II. 光配線区画が全国で約 150 万区画と細分化されていること <p>などが主たる理由と想定されますが、より効率的な設備構築を行うために、上位網によらずにアクセス網を共通的に構築することや、光配線区画の広域化を図ることなどの取り組みを推進すべきと考えます。</p>
5. 接続料算定に係る問題 (3) 乖離額	北陸通信ネットワーク	<p>乖離額調整制度は、NTT 東西殿と接続事業者双方にとって、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合に補償するものであるため、導入することに対しまして支持致します。</p>	<p>乖離額調整制度は、NTT 東西殿においてコスト削減インセンティブが働かないこと、NTT 東西殿において接続事業者に対し価格コントロールを働かせることが可能となること、本申請における需要予測は NTT 東西殿自身が行っていること、</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
調整制度に係る問題	東北インテリジェント通信株式会社	加入光ファイバ接続料について、止むを得ず将来原価方式を採用する場合は、平成24年度から実績原価方式に移行することを条件として、平成23年度に限り将来原価方式及び乖離額調整制度を導入することには賛成。	<p>接続事業者における予見性がなくなること等の理由から、認められるものではないと考えます。</p> <p>3年前の議論においては、あくまで特例的な扱いとして、需要を増大させる代わりに乖離額調整の導入が認められましたが、この3年前の整理についても本来は認められるべきものではなかったと考えます。従って、平成20年から22年における乖離額の調整については、調整実施の是非を議論する前にまずは、乖離が生じた要因を十分に検証する必要があります。</p>
	株式会社ケイ・オプティコム	乖離額調整制度は、NTT東西殿と接続事業者双方にとって、将来原価方式で算定した接続料が、実績と乖離した場合に補償するものであり、あってしかるべき仕組みと考えております。	<p>今回のNTT東西殿の申請では、当該制度の恒常的な導入が盛り込まれていますが、将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは実質的に実績原価方式を採用することと同等であり、前述した理由等により当然認められるものではないと考えます。</p>
	九州通信ネットワーク株式会社	<p>加入光ファイバの接続料については、平成23年度から25年度までの3か年を対象に需要及び費用を予測し算定しておりますが、IPブロードバンド通信市場は、技術革新や市場環境の変化が激しく、予測費用と実績費用が大きく乖離する可能性があることから、</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料算定の予測期間を3年から1～2年程度短縮する ・ 乖離額の算定を半年毎に行い、翌年同期に調整するなど、可能な限り実績費用を迅速かつ適正に反映する制度とすることが望ましいと考えます。 	<p>なお、ヒアリングにおいて、NTT東西殿より「コストを一番負担するのは自社利用部門であり、その構図を考えれば、コスト負担削減のインセンティブはなくなる」という趣旨の発言がありましたが、接続料部分はNTT東西殿においてはあくまで内部取引であり、実際のキャッシュのやり取りが発生するものではないこと、NTT東西殿の光ファイバ調達において電線大手4社による価格カルテルの存在を放置していたこと（別添6参照）などを考慮すると、この発言は信憑性が問われます。接続料を高めた方が接続事業者からの収益が上が</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
			<p>るという構図(別添7参照)が存在する以上、この主張をそのまま受け入れるのは極めて危険と考えます。</p>
6. オープンな議論	ジェイコム	<p>「分岐単位接続料」の導入検討にあたっては、是非、オープンな環境で、関係事業者を含めた議論を実施いただきたく、お願い申し上げます。</p>	<p>本件は、日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な議論であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。具体的にはインターネットライブ中継や双方向討議、再度の関係者ヒアリング等が行われることを要望します。</p>

以上

別添一覧

- (別添1) OSU共用でもイノベーションが起こる構図**
- (別添2) サービス競争によるメリット**
- (別添3) CATV事業者の分岐回線利用**
- (別添4) NTT東西殿指摘事項への説明**
- (別添5) OSU共用による早期投資回収の構図**
- (別添6) 光ファイバ価格カルテル関係報道**
- (別添7) NTT東西殿における構造的問題**

(別添1) OSU共用でもイノベーションが起こる構図

設備保有モデル

OSU共用モデル

ユーザ

新サービス提供
(超高速等)

③他社ユーザへ
訴求

新サービスのために
事業者を変えよう

新サービス相当の
ものを利用したい

ユーザニーズ
顕在化

②サービス投入

⑦ニーズの反映
ユーザ引きとめ

④要望

サービス

電力

CATV

NTT
利用部門

接続事業者

⑤対応依頼

設備

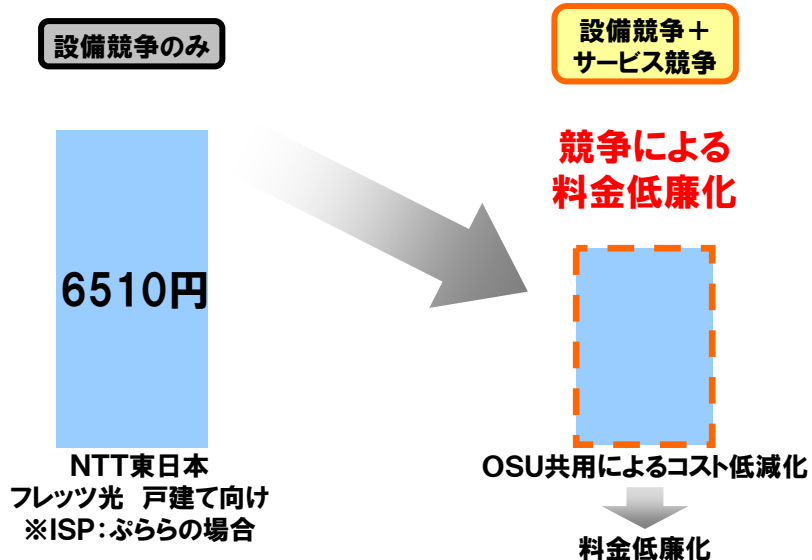
①機能追加

⑥機能開発

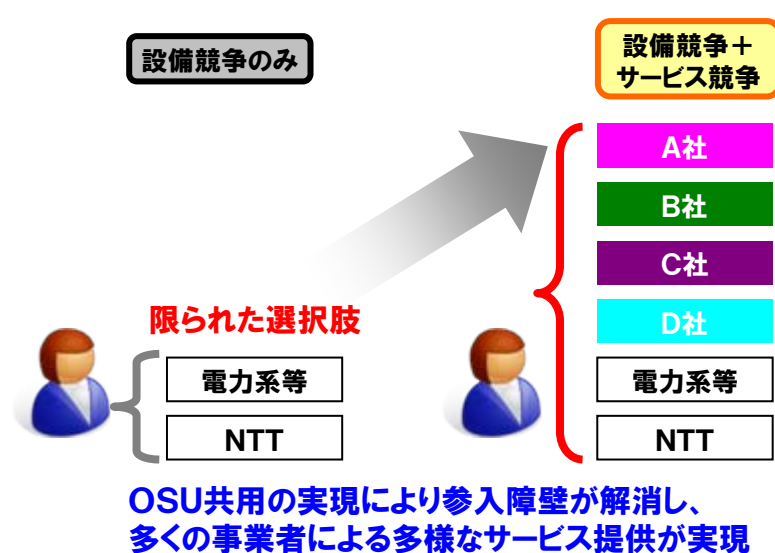
イノベーション競争は継続

(別添2) サービス競争によるメリット

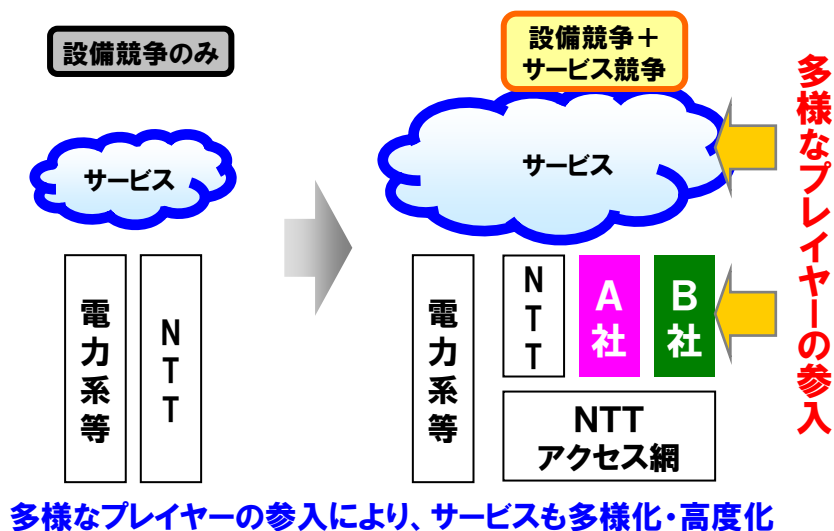
① ユーザ料金のさらなる低廉化



② ユーザのサービス選択肢の増加



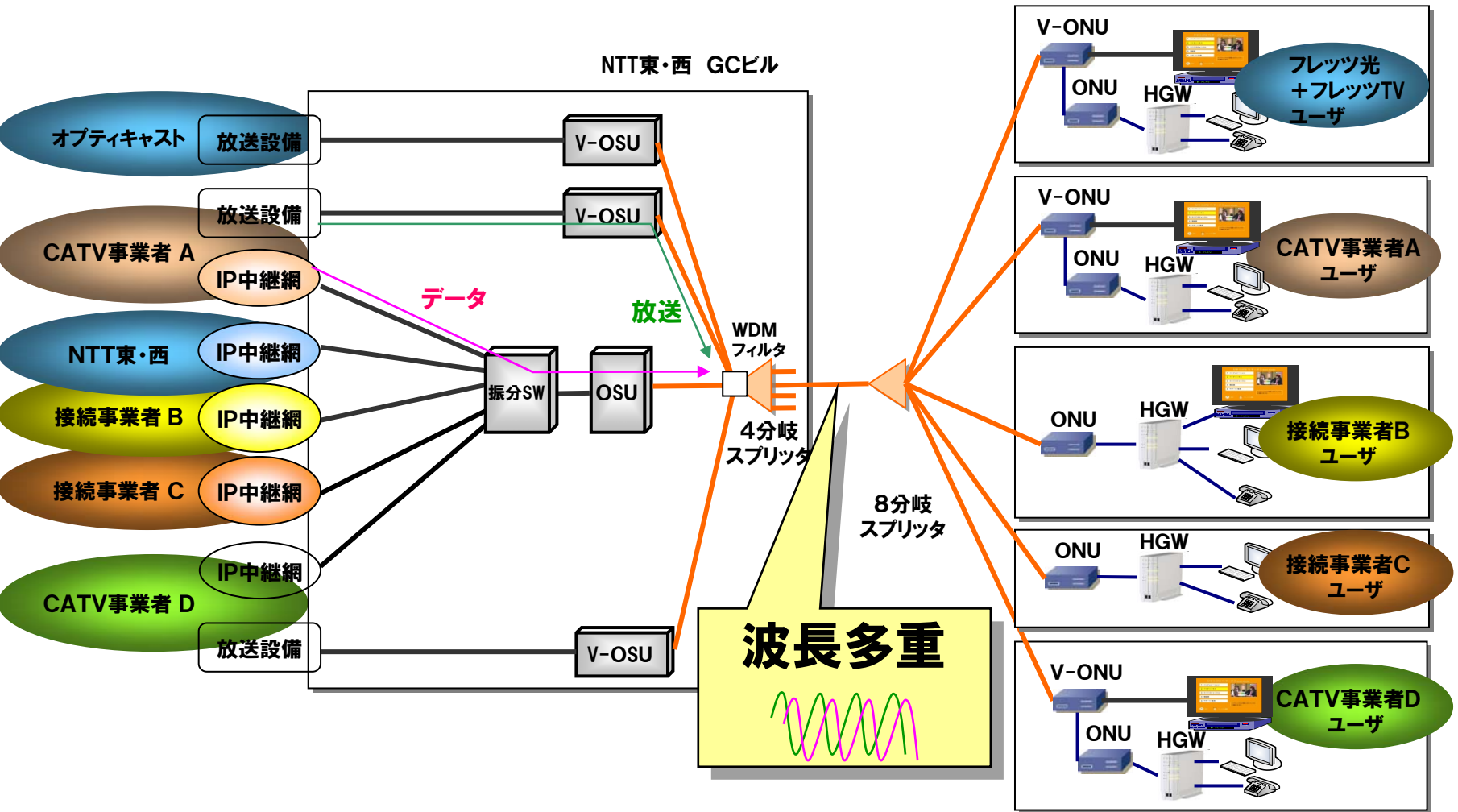
③ サービスの多様化・高度化



④ 地方への光サービス展開の促進



(別添3-1) CATV事業者の分岐回線利用

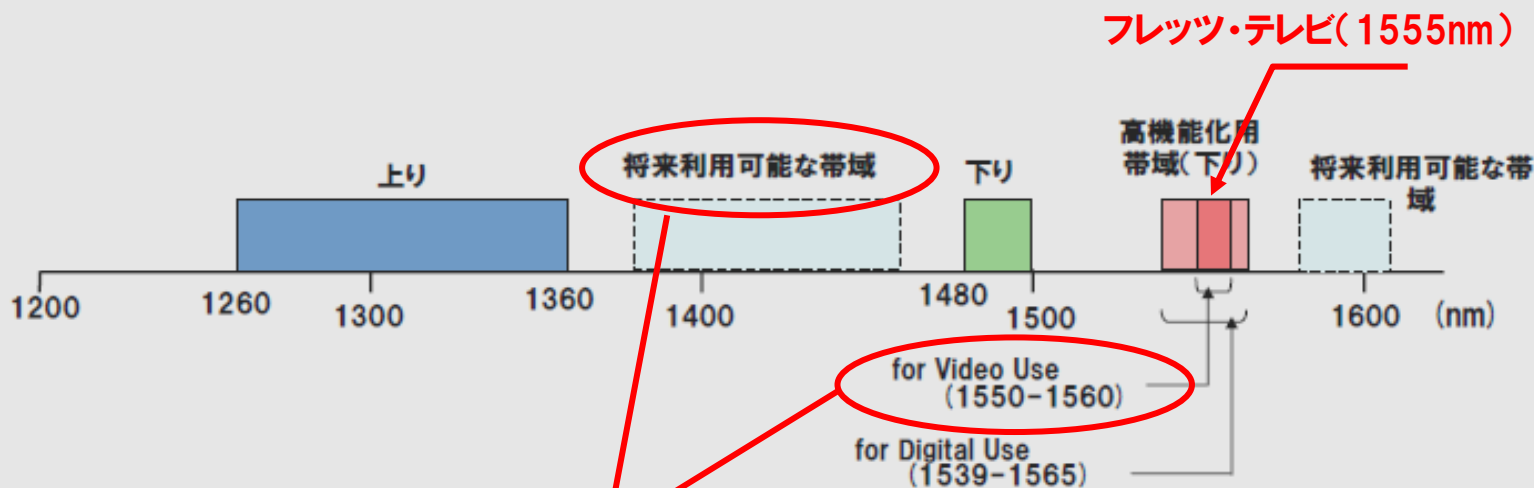


CATV事業者の放送は波長多重で提供可能

(別添3-2) CATV事業者の分岐回線利用

WDM波長配置(G.983.3準拠)

- ・PON信号の上り1260-1360nm、下り1480-1500nmの波長配置は、B-PON(G.983.3準拠)、G-PONおよびGE-PONの共通仕様
- ・高機能化用帯域はG.983.3のみの規定。ただしG-PONやGE-PONにも適用可能



波長多重することは技術的に問題ない

（別添4） NTT東西殿指摘事項への説明

（別添4-1） OSU共用とサービス多様化・品質確保の問題

（別添4-2） 共同実験で使用した振り分け装置の問題点

（別添4-3） OSU共用下での優先制御方法

（別添4-4） サービスポリシーのすり合わせ

（別添4-5） 迅速な新サービス提供

（別添4-6） 故障対応

(別添4-1) OSU共用とサービス多様化・品質確保の問題

NTT指摘

サービスの多様化や品質の確保はコアネットワークで実現される

(「NTT東・西合同ヒアリング資料」(平成23年2月22日)22頁)

弊社見解

- NTT東西殿は、コアネットワークを各社毎で専有することが自由なサービス展開や通信品質の確保を実現するとしてOSU専有の必要性を主張しています。
- しかしながら、稼働率の違いが1回線当たりのコストを左右する現在の1芯単位の接続料設定は市場でシェアをより多く持つ事業者が有利になる構造を作り出すものであり、公正競争の観点から決して望ましいものではありません。
- 実際、英国では、現時点でBTと競争事業者が公正且つ経済的に競争できる方法は機能的なアンバンドル(Virtual UnBundled Local Access)による卸提供しかないとの考えから、BTに対してVULAの提供義務を課しており、こうした経済的・技術的観点を踏まえた公正競争環境整備を重視した考え方こそ、市場成熟度の相違によらず、これから機能分離を徹底する日本においても見習うべきものです。
- なお、サービスの多様性は必ずしもコアネットワークのみに依存するわけではなく、ユーザ料金の設定やお客様対応、他サービスとの連携等各社の相違工夫により、OSUを共用したとしてもサービス上の差別化を図ることも可能です。また、品質確保の問題についても技術的解決は可能です。詳細については次頁以降を参照ください。

(別添4-2) 共同実験で使用した振り分け装置の問題点

NTT指摘

- ソフトバンク殿等が共用実験で利用した振り分け装置は、公平制御を優先して、優先/ベストエフォートを区別せずパケットを破棄するため、1Gを超えるトラヒックが流入した場合はフレッツ光の帯域確保サービス(ひかり電話、地デジ等)が提供できなくなる。
- ベストエフォートも公平制御の対象となるため、地デジIP再送信を提供していると1G高速ベストエフォートサービスが提供できなくなる。

(「NTT東・西合同ヒアリング資料」(平成23年2月22日)23頁)

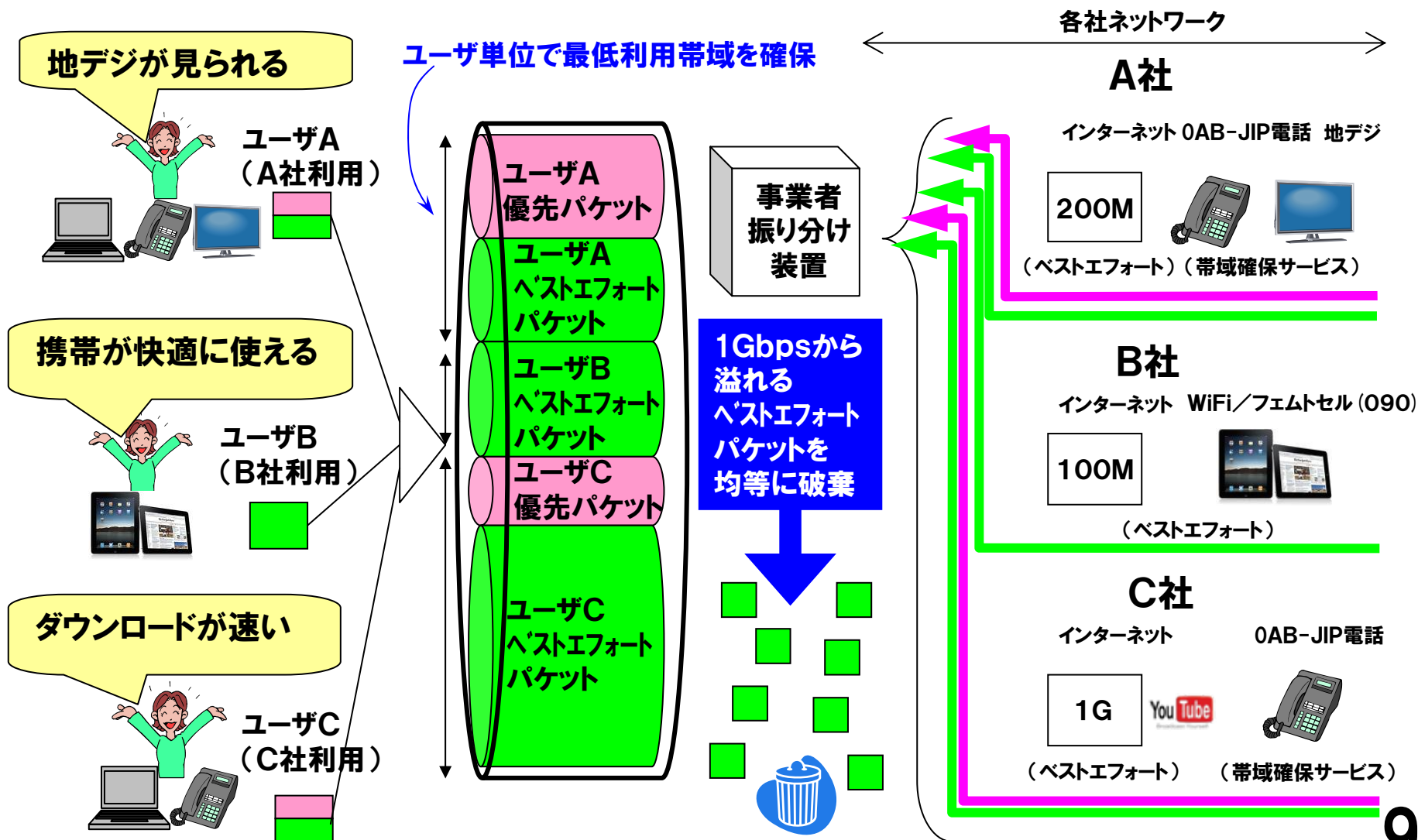
弊社見解

- NTT東日本殿ヒアリング資料23頁には、1Gを超えるトラヒックが流入した場合、振り分け装置が公平制御を優先し、優先/ベストエフォートに限らずパケットを破棄するとの記載がありますが、弊社共が行ったOSU共用検証実験ではその様な公平制御を想定しておらず、ユーザ単位で公平性を担保する方法をとっています。(詳細については参考資料①を参照願います。)
- NTT西日本殿のサービスイメージ*では1Gbpsユーザも100Mbps等の他ユーザと同一のOSUに收容されていると考えられます。その場合、1Gbpsユーザは、他のユーザの通信状況によって、「実質1Gbpsの速度を提供できない」こととなります。また、NTT東西殿においても、複数のユーザに対して優先制御等の運用をされていると思いますが、脚注にも「インターネットご利用時の速度は、お客様のご利用環境や回線の混雑状況(地デジIP再送信サービス等提供エリアでは、常に地デジIP再送信サービス等の通信を行っている場合があります。また、同エリアは変更される可能性があります。)、ご利用時間帯、セキュリティ機能のご利用状況によっては、数Mbpsになる場合があります。」とあることから、そもそもNTT東西殿においても実質1Gbpsの速度は提供できません。このため、「実質1Gbpsの速度を提供できない」ことはOSU共用が要因ではないと考えます。
- OSU共用で複数事業者のユーザが存在しても、NTT東日本殿ヒアリング資料23頁のような事業者均等帯域割り当てを行う必要はなく、現在NTT東西殿が自社利用部門ユーザに対して適用している音声や映像に係るパケットを優先的に取り扱うといった優先制御等のルールを公平に適用することで問題ないと考えます。
- なお、弊社共の実証実験においては、OABJ-IP電話サービスのような帯域確保サービスの優先パケットは破棄せず、各ユーザのベストエフォートパケットをそれぞれ均等に破棄するといった、よりユーザ間の公平性を確保した方法を検証済みです。

※ http://www.ntt-west.co.jp/news/1004/100420A_1.html

参考資料①

- ・帯域確保サービスの packets は優先制御するため地デジ、OAB-JIP電話に支障なし。
- ・最低帯域保証でベストエフォート packets も一定速度を保つことが可能。
- ・ダウンロード速度はフレッツと同様に、他ユーザが使っていない帯域を最大限利用可能。



(別添4-3) OSU共用下での優先制御方法

NTT指摘

優先制御のためには、振り分け装置を開発し、各社のIPネットワークのパケットを一元的にコントロールする新たな制御用ネットワークを構築する必要があるが、膨大な費用がかかる。

(「NTT東・西合同ヒアリング資料」(平成23年2月22日)24頁・参考資料4頁)

弊社見解

- NTT東西殿は、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する当社意見」(平成19年11月16日)において、「OSU共用時の帯域制御ができない」と主張していましたが、今回の議論(NTT東日本殿ヒアリング資料24頁)において「費用をかければ技術的には実施可能」と前言を撤回しました。このことは、本件の議論を前進させるものであり評価できます。
- そのNTT東日本殿ヒアリング資料24頁中に、制御用ネットワークの開発、構築に膨大な費用がかかるとの記載がありますが、「優先制御付きの事業者振り分け装置」については、参考資料②に示すとおり同等の機能を有する装置についての記載があり、当該装置を利用すれば大規模な開発は不要と考えます。NTT法第3条には「電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない」とあることから、OSU共用に是非その成果を活かしていただくべきと考えます。
- また、振り分け装置の導入台数等も提示いただいていることから、OSU共用の実現に向けて具体的な金額の算出を行っていただくことを希望します。それら費用はOSU共用で接続する事業者で按分すれば1社当たりの費用は軽減されます。その費用によってFTTHサービスへの新規参入が可能になるのであれば、事業者にとっては有益な投資と考えられます。
- 以上のように、OSU共用実現に向け具体的な議論を進めさせていただくことを望みます。

つくばフォーラム2009公演内容

「複数のOLTを集約する大容量・高機能の集線スイッチを開発、導入することにより、柔軟なネットワーク構成を実現しています。集線スイッチを介して、サービスノードと回線との接続を柔軟にすることで、より一層の最低帯域確保、優先制御、未使用帯域の有効活用が可能になります」

大容量・高機能イーサネットスイッチを開発し、柔軟なサービス提供・ネットワーク構成を実現

- ・ 多数のOLTを集約し、アクセス回線を各種サービスノードと柔軟に接続可能
- ・ 光2000万加入を想定し、IPTVの効率的転送などNGNサービスを実現するQoS機能を実装
 - 回線（VLAN）ごとの最低帯域確保、サービス間の優先制御、未使用帯域の有効活用が可能

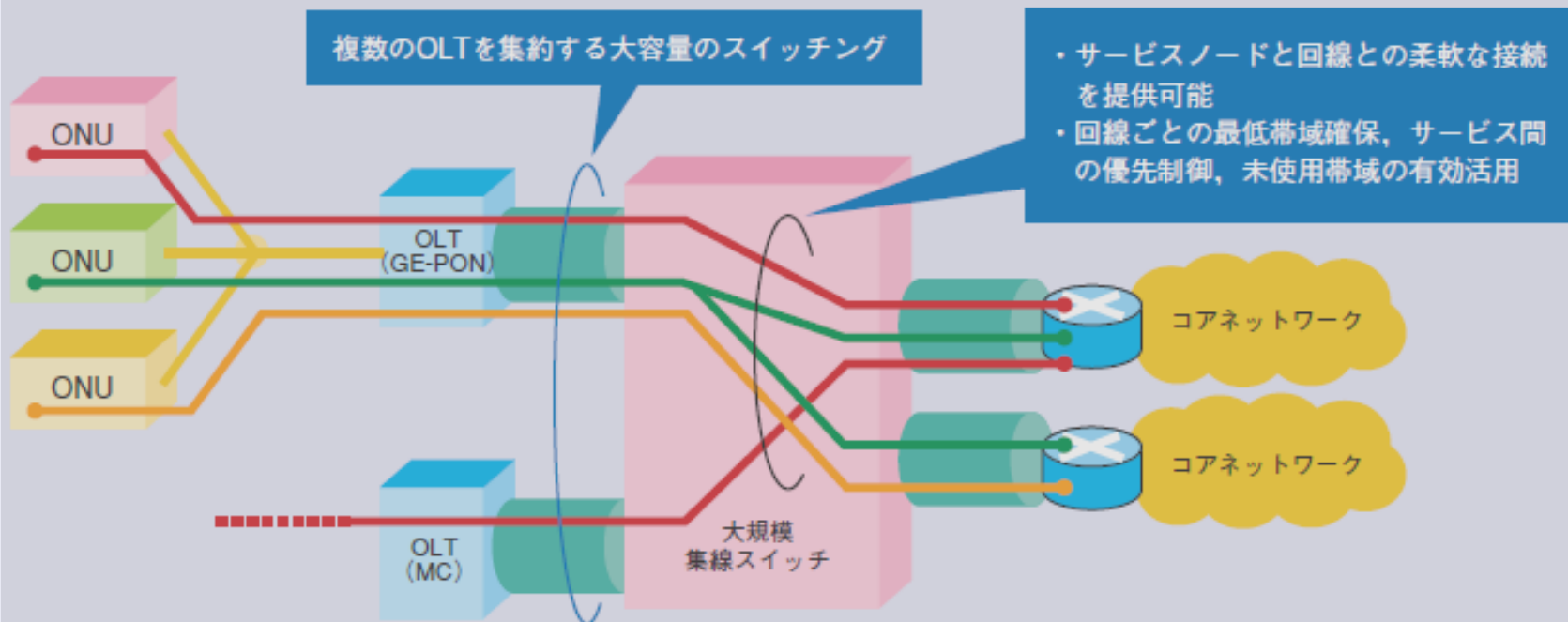


図3 大規模集線スイッチの帯域確保・優先制御技術

(別添4-4) サービスポリシーのすり合わせ

NTT指摘

各事業者間で異なるサービスポリシーをすり合わせることは困難

(「NTT東・西合同ヒアリング資料」(平成23年2月22日)25頁)

弊社見解

- 現状、NTT東西殿は利用部門と管理部門が合意したサービスポリシーに基づき、管理部門が設備構築・運営を行っているものと理解しています。NTT東西殿とOSUを共用する場合、その利用部門と管理部門との間で合意されているサービスポリシーを接続事業者が受け入れれば、各社のポリシーのすり合わせを行う必要はないものと考えます。
- そもそも機能分離では、NTT東西殿利用部門と接続事業者との取扱いの同等性確保が基本原則であり、NTT東西殿の利用部門と管理部門の間で運用されているサービスポリシーが接続事業者にも同等に適用されることは当然のことです。
- また、これによりNTT東西殿利用部門と接続事業者との間においてサービス開始時期の同等性も確保されるという効果も生まれます。(例えば、NTT東西殿利用部門が200Mbps(ベストエフォート)の提供を開始する場合、接続事業者は同様のサービスを同時期に提供することができます)。

(別添4-5) 迅速な新サービス提供

NTT指摘

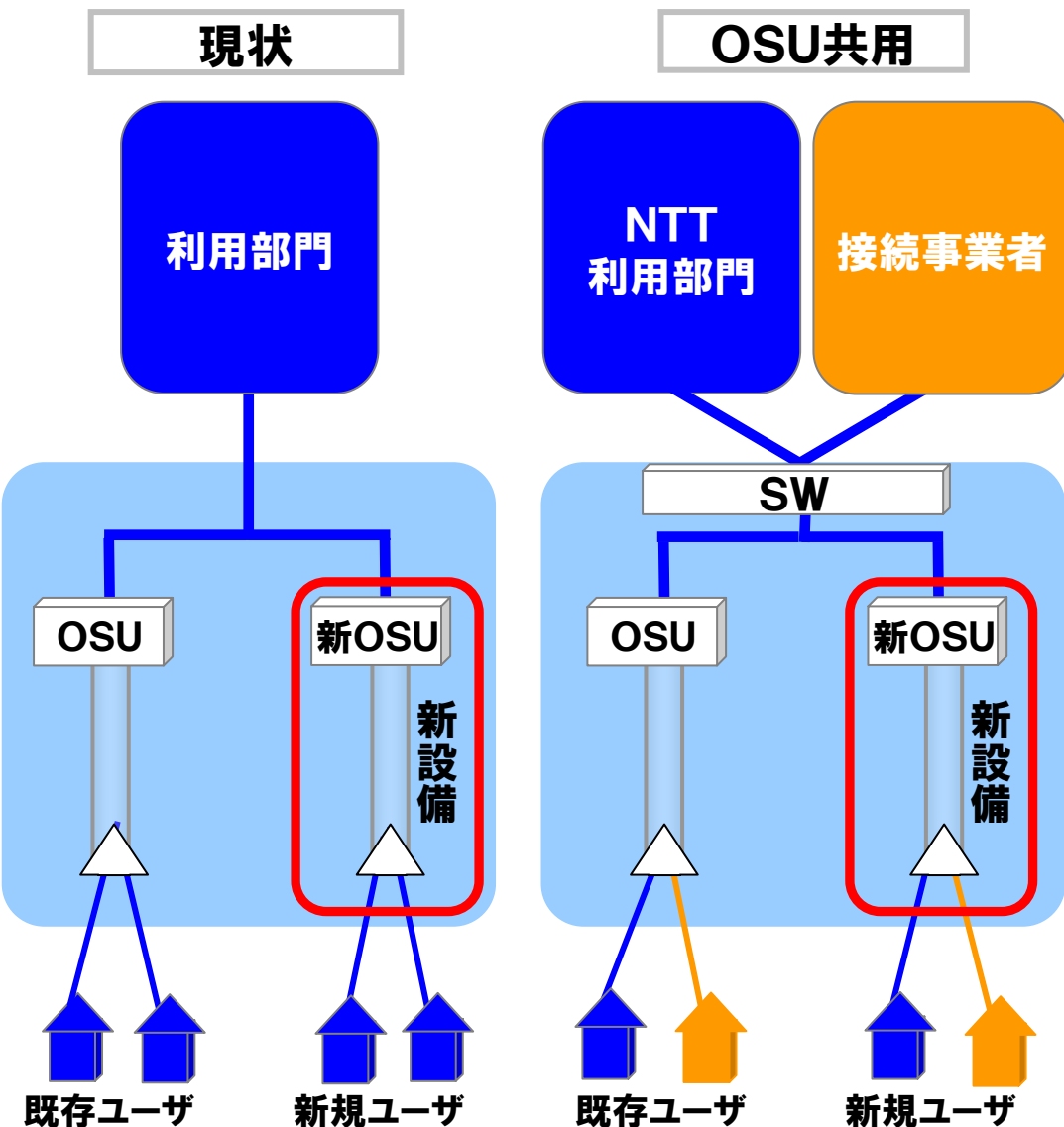
新サービスの迅速な提供が困難(将来のイノベーションを阻害)

(「NTT東・西合同ヒアリング資料」(平成23年2月22日)26頁)

弊社見解

- サービスの速度アップや新サービスの提供等、新しいOSUを導入する際には、NTT東西自身以下のような提供方法を採用しているものと理解しています。
 - ①既存のOSUはそのまま維持し続け、その利用者も維持
 - ②並行して新しいOSUを別途導入し、新サービスとして提供
- すなわち、既存の利用者全員を一旦切断し、OSUを入れ替えるような導入方法はとられておらず、このことは①の既存OSUを複数事業者で共有していることが②の新しいOSUの円滑な導入を妨げることにはならないことを意味しています。
- したがって、OSU共用が速度アップや新サービスの提供を困難とするという指摘はあたりません。
- 詳細については、参考資料③を参照願います。

新サービスの迅速な提供は可能



**OSU共用時も
同じフローで設備更改可能**

1. 新OSU、回線等準備
2. 新OSU、回線等利用開始
3. ユーザのニーズに応じ、
新OSUでのサービス提供

**機能分離であれば、NTT管理部門は
NTT利用部門と接続事業者
同一条件でサービス提供する必要あり**

(別添4-6) 故障対応

NTT指摘

故障対応等のお客様サービスレベルが低下する

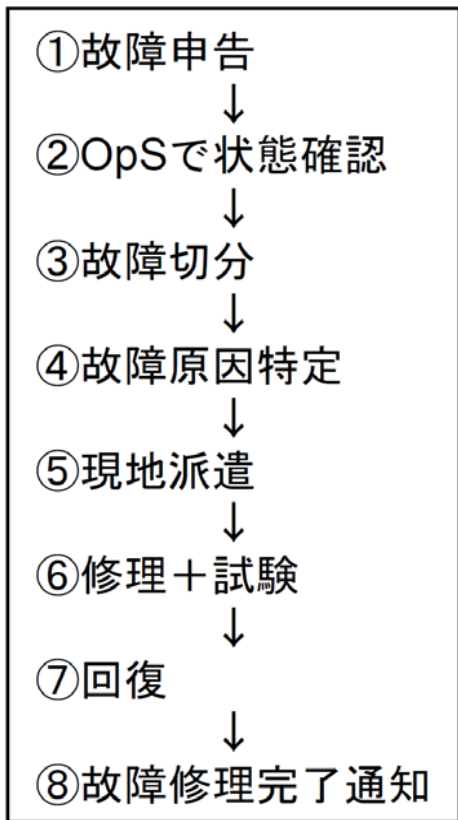
(「NTT東・西合同ヒアリング資料」(平成23年2月22日)27頁)

弊社見解

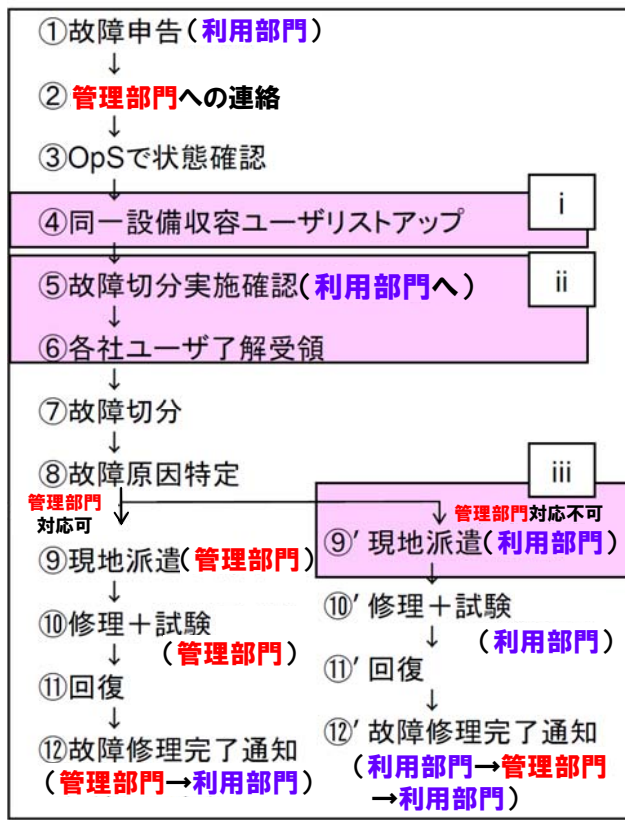
- NTT東日本殿主張では、一元的にユーザ対応を実施することとされていますが、その一方でOSU共用時には接続事業者を交えたより細かい故障対応フローが必要になるとされています。
- しかしながら、現在でもNTT東西殿管理部門・利用部門間で一定のファイヤーウォールが設定されているはずであり、OSUを共用した場合、同等性確保の観点からNTT東西殿利用部門のユーザも接続事業者のユーザも同等に扱われるべきです。従って、OSUを共用したとしても新たな対応が必要になるとは考えられません。
- そもそも機能分離では、NTT東西殿利用部門と接続事業者との取扱いの同等性確保が基本原則であり、NTT東西殿の利用部門と管理部門の間で運用されている故障対応フローが接続事業者にも同等に適用されることは当然のことです。
- なお、OSU共用下でのヘビーユーザ対応等についても同様にNTT東西殿管理部門・利用部門間で定める運用ルールを接続事業者にも適用することで問題なく対処できるものと考えます。
- 詳細については、参考資料④を参照願います。

故障対応フロー比較サマリー

現状(？)



機能分離後 (管理・利用部門の明確化)



部門間調整

OSU共用 (利用部門と接続事業者の 同等性確保)



事業者間調整

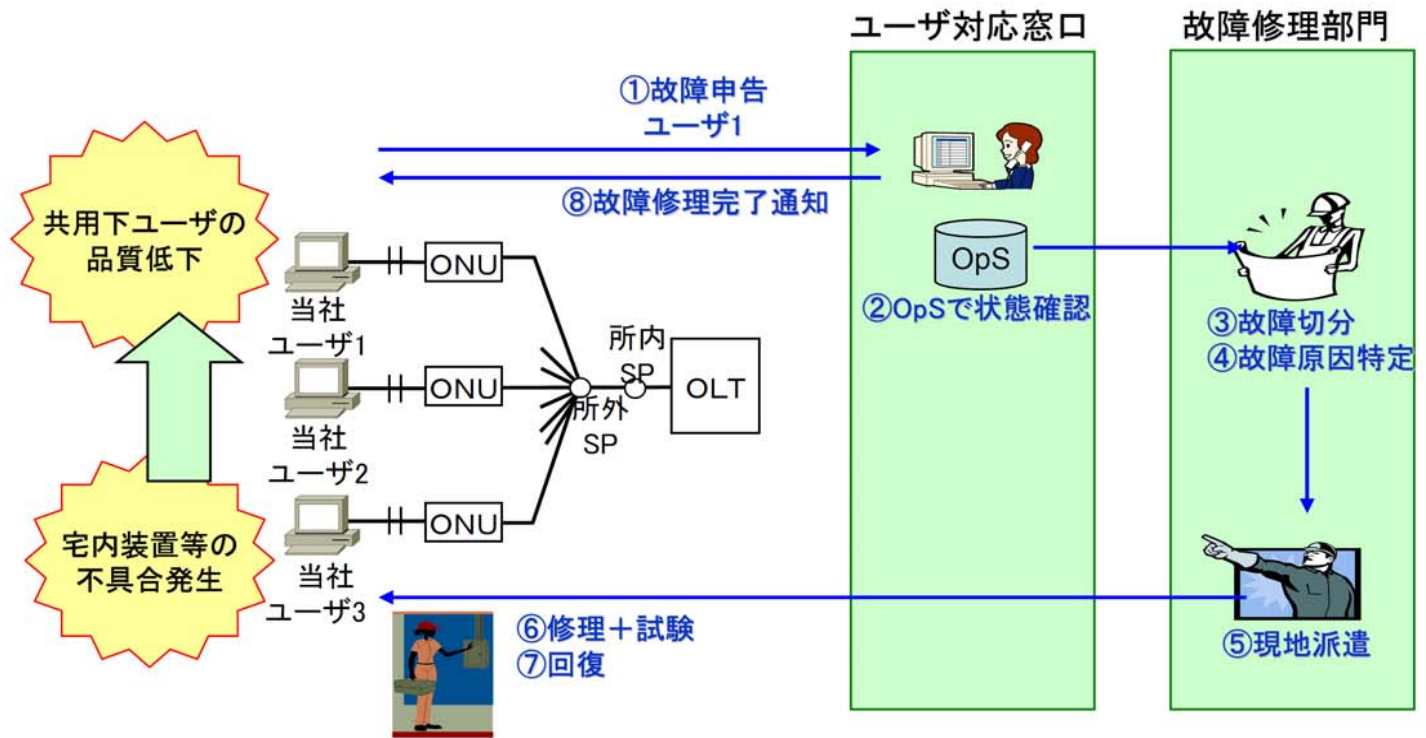
フローに相違なし

故障対応フロー詳細

NTT主張による、NTT社内一元化対応フロー (現状のフロー?)

お客様対応フロー

- ①故障申告
- ↓
- ②OpSで状態確認
- ↓
- ③故障切分
- ↓
- ④故障原因特定
- ↓
- ⑤現地派遣
- ↓
- ⑥修理+試験
- ↓
- ⑦回復
- ↓
- ⑧故障修理完了通知



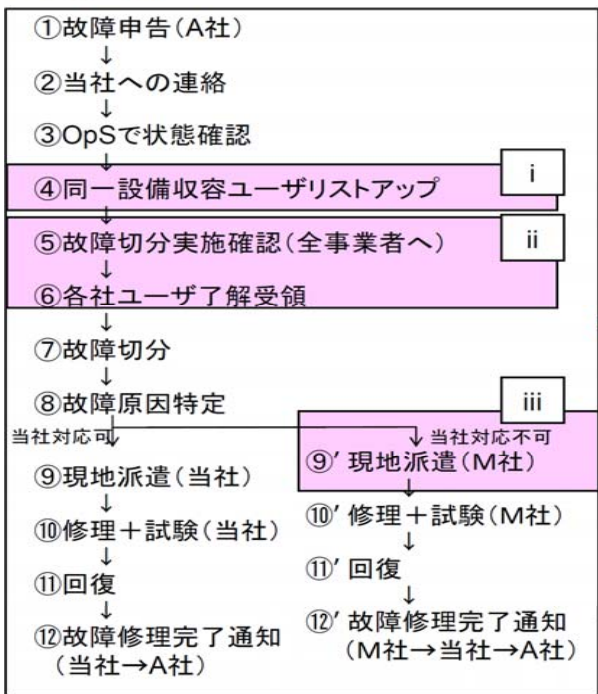
故障対応フロー詳細

NTT主張による、OSU共用時の対応フロー

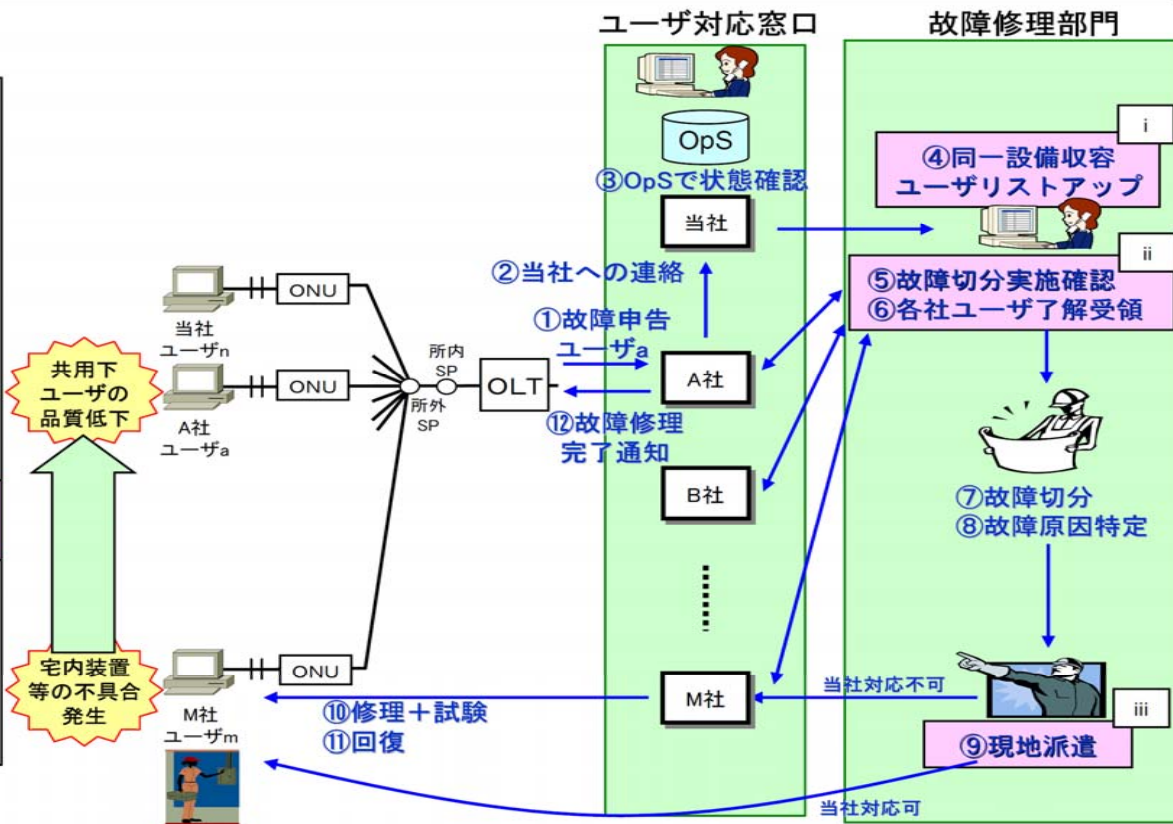
(3) 故障修理や支障移転の問題について

OLT共用を行った場合、1芯を複数事業者の複数ユーザで共用するため、故障修理時や支障移転時に一元的にユーザ対応できないため、事業者間の調整に時間を要し、故障修理等時間が長期化し、お客様のサービスレベルが低下する。

お客様対応フロー

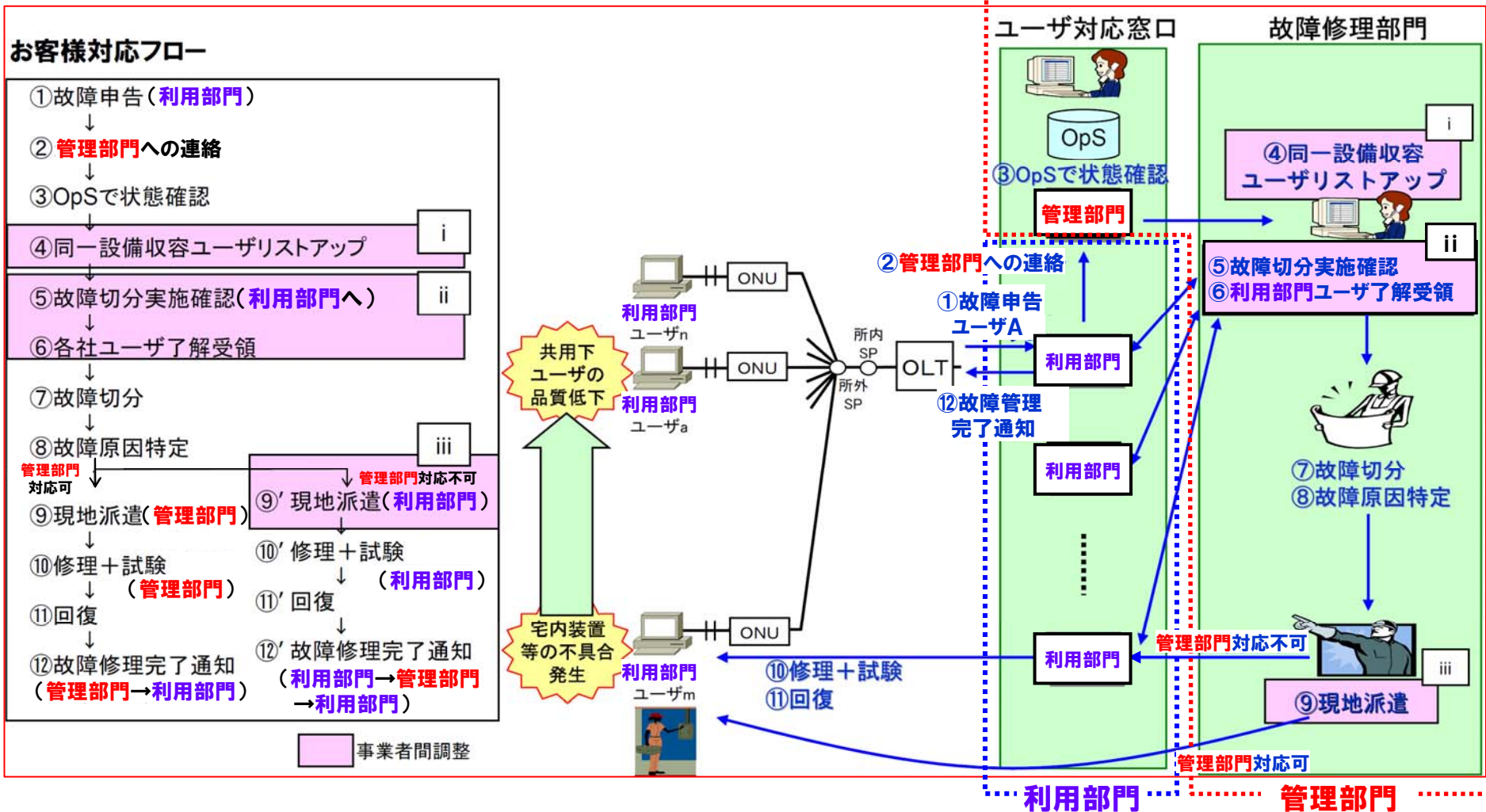


事業者間調整



故障対応フロー詳細

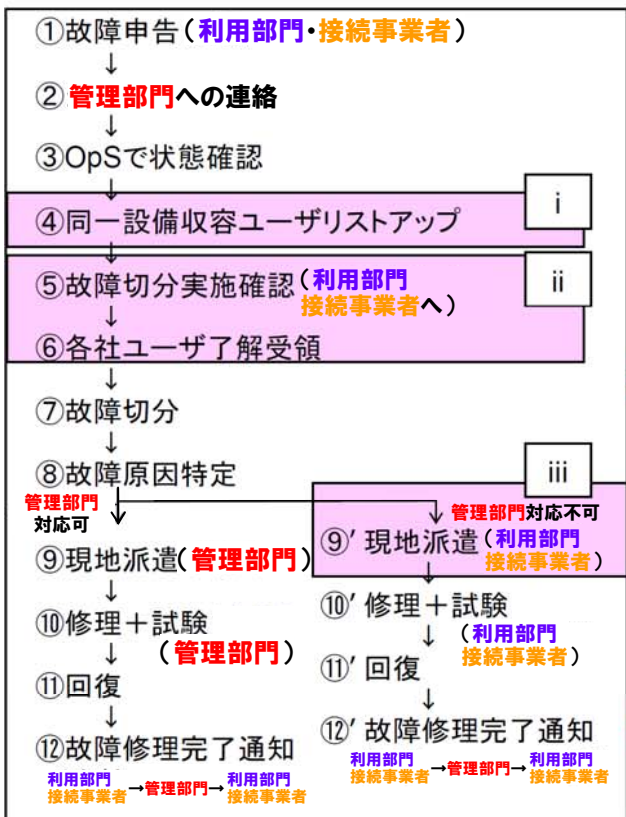
NTT利用部門とNTT管理部門間の対応フローは、OSU共用時の対応フローと同等



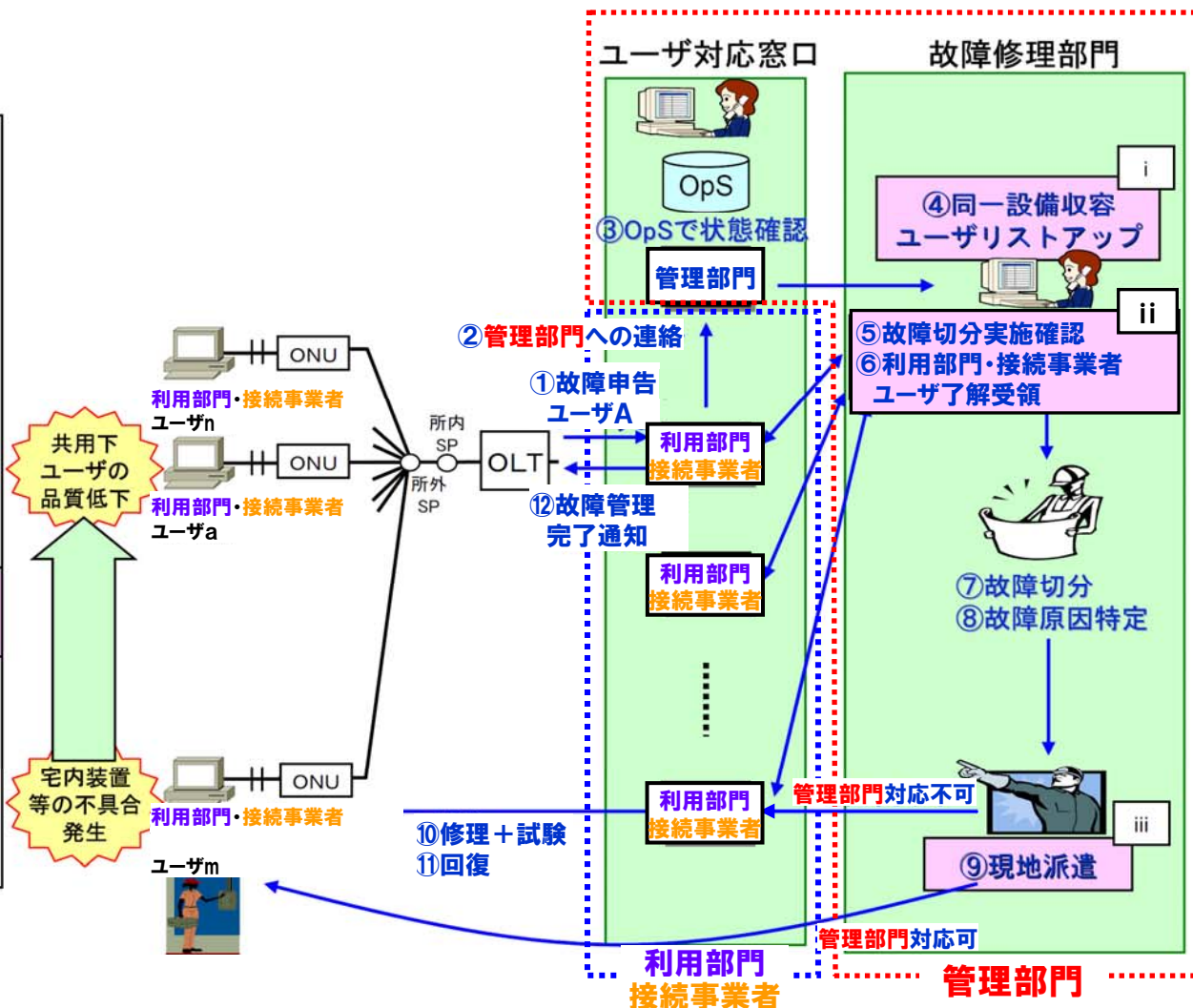
故障対応フロー詳細

NTT利用部門と接続事業者は、機能分離では同じ対応フロー

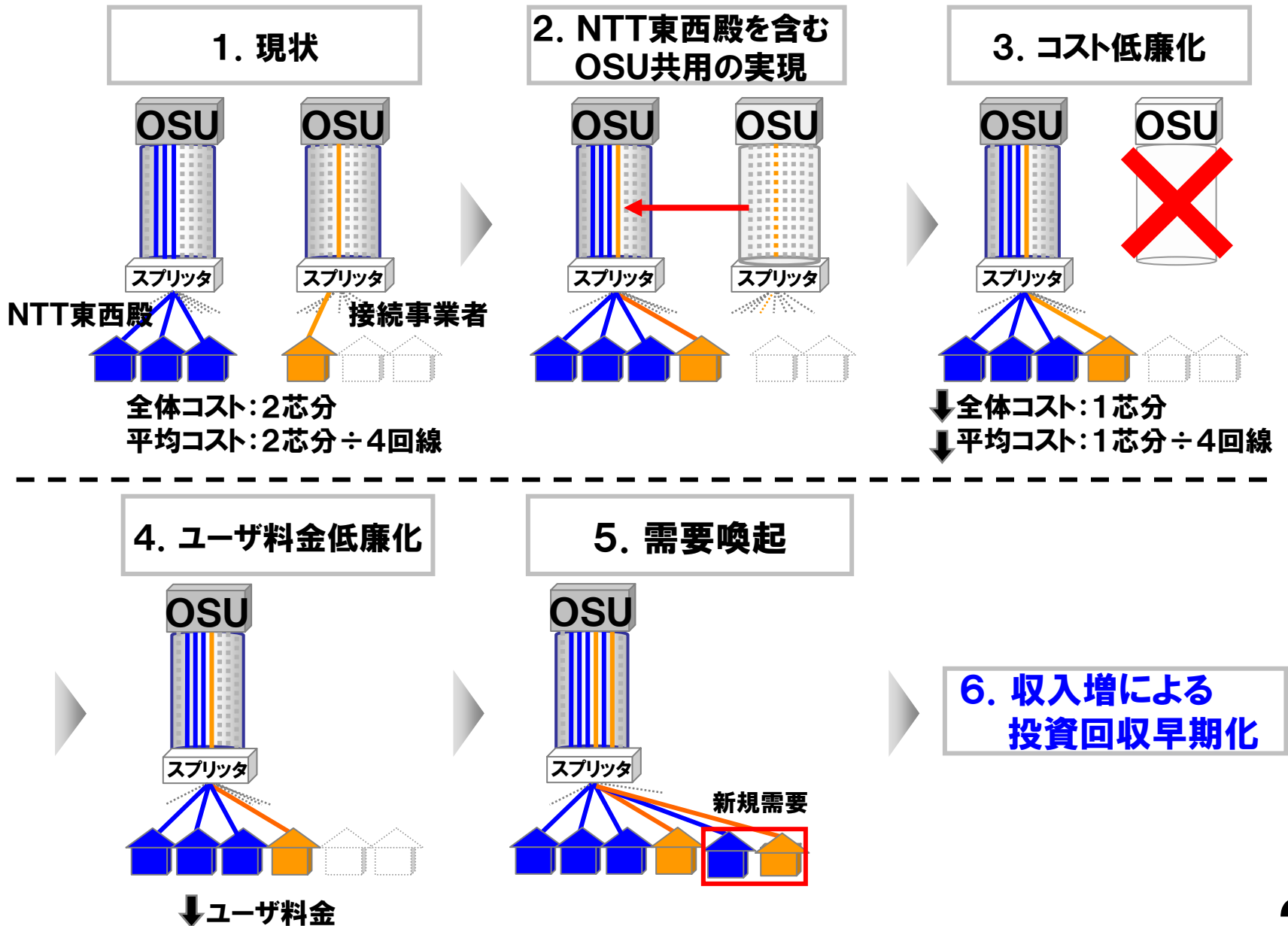
お客様対応フロー



事業者間調整



(別添5) OSU共用による早期投資回収の構図



(別添6) 光ファイバ価格カルテル関係報道

光ファイバー 課徴金160億円

電線4社など 見積価格を調整 公取委命令へ

ブロードバンド(高速大容量)通信に使う光ファイバーケーブルの製造・販売会社が、販売の際に見積価格を事前に調整するなどのカルテルを結んでいたとして、公正取引委員会は14日、独占禁止法違反(不当な取引制限)で総額約160億円の課徴金の納付を命じる方針を各社に伝えた。命令の対象は電線大手4社と関連部品を製造する数社で、販売はNTT東西やNTTドコモ向けだった。公取委が命じる課徴金総額としては、過去2番目の規模となる見通しだ。排除措置命令も出す。(小島寛明、和氣真世)

大手4社は、住友電気工業(違反行為を認定されたが、事(大阪)、古河電気工業(東前に自主申告したため処分を(京)、フジクラ(同)、昭和電線ケーブルシステム(同)、アドバンスト・ケーブル・システムズ(ACS、東京)もいる。

関係者によると、発注は見積もりを出した各社にするが、電線各社は2005年2月より6月、見積価格や、受注割合の順位を話し合いで決めていたとされる。公取委は、電線各社が、NTT向けの光ファイバーの販売価格が低下しないよう、調整を繰り返していたとみてい

る。電線各社は、KDDIや電力各社など、ほかの通信事業者とも光ファイバーケーブルの取引があるが、ほかの通信事業者と比べ、NTT向けの販売価格は高額となる傾向

が強いという。NTTは光ファイバーを利用したインターネットサービスを2001年に開始。現在、光ファイバー網を全国の9割に張り巡らせているが、実際の利用は3割にとどまっている。総務省は、光ファイバーをはじめとするブロードバンドの利用を国内の全4900万世帯に行き渡らせる計画を掲げている。当初は2020年までとしたが、今年に入って達成時期を15年に早めた。

割高な利用料につながる

排除措置命令は、公正取引委員会が出す行政処分。企業に違反行為をやめよう命じる。再発防止策をつくるよう求めることもある。命令に従わないと、刑事罰もある。

課徴金はカルテルや談合で企業が得た売り上げの一部を国庫に納めさせる制度。違反行為の内容や企業の規模によって、算定率が定められている。カルテルや談合に加わった製造業や建設業の大企業は原則として売り上げの10%。

上智大学の古城誠教授(独占禁止法)の話、光ファイバーはこれからの日本にとって重要な情報通信インフラで、大きな意味での「公共事業」。今回のカルテルが、NTTの光回線の利用者が負担する回線敷設料や、月々の利用料金の高止まりにつながっているのは確実で、建設会社のカルテルと同様に極めて懸念だ。

2010年4月15日
朝日新聞 朝刊1面

(別添7) NTT東西殿における構造的問題

接続料を高止まりさせるインセンティブが働く

